

院内感染対策に関する取組事項

1 院内感染対策に関する基本的考え方

感染防止対策は、安心・安全な医療提供の基盤となるものです。

当院は、感染防止対策を病院全体として取り組み、病院に関わる全ての人々を対象として、院内感染発生の予防と発生時の速やかな対応を行うことに努めます。

2 院内感染対策のための組織に関する事項

当院における感染防止に関する意思決定機関として、院内感染対策委員会を設置し、毎月会議を行い、感染対策に関する事項を検討します。

また、感染対策チームを設置し、感染防止対策の実務を行います。

3 院内感染対策に関する職員研修に関する事項

職員の感染防止対策に対する意識・知識・技術向上を図るため、全職員を対象とした研修会・講習会を年2回以上行っています。

4 感染症発生状況報告・院内感染発生時の対応に関する事項

薬剤耐性菌や院内感染対策上問題となる微生物の検出時には、各部署に報告し注意喚起を行います。また、院内感染が疑われる事例の発生時には、感染源を迅速に特定し対応します。

院内の組織のみで対応が困難な場合は、協力関係にある地域の病院や保健所と連携して対応します。

5 患者さまへの情報提供に関する事項

感染症が流行する時期は、ポスター等の掲示物で情報提供を行います。

また、感染防止の意義、手洗い、マスクの着用等についてご理解とご協力をお願い致します。